

市・県民税の申告、確定申告のご案内

市役所西庁舎 および 各地区会場の開設日時を 申告受付日程表でご確認のうえ、ご来場ください

税務課市民税係 ☎ 251134

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内の申告受付をお願いします。**今年度は2月17日(月)・18日(火)につぎまして、イオン鳥羽店2階・催事場で受付を行います。くわしくは、11ページの申告受付日程表を確認してください。**

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

確定申告

申告書などが送付されなかったかたについても、下記の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。

市・県民税の申告

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。伊勢税務署または国税庁ホームページにて申告をお願いします。
※「税務署からのお知らせ」欄をご覧ください。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除 ○消費税
- 贈与税 ○令和5年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 令和6年中に事業を始められたかた



申告が必要なかた

令和7年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは申告が必要です。くわしくは、12ページの「申告フローチャート」で申告の要否を確認してください。

申告受付日

市役所西庁舎および各地区会場での申告受付日については、11ページの「申告受付日程表」を確認してください。各地区会場が開設している日は、市役所西庁舎の会場は閉所していますので注意してください。ただし、収入のないかたや、ご自身で申告書を作成されたかたについては、閉所日においても市役所西庁舎2階税務課窓口にて受け付けています。



申告に必要なもの

対象	申告に必要なもの
全員	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しでも可) ●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
給与、年金所得	●給与、年金などの源泉徴収票
事業、漁業 農業、不動産所得	●収支内訳書
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険料の控除証明書 ●地震保険料の控除証明書
医療費控除	●医療費控除の明細書

対象	申告に必要なもの
社会保険料控除を受けるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税納付額通知書 (税務課より1月20日発送済) ●後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ (市民課・健康福祉課より1月27日発送済) ●国民年金保険料控除証明書
寄附金控除	●寄附金の領収書または受領証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳 ●障害者控除対象者認定書 ※健康福祉課長寿介護係で発行

申告受付日程表

日時	市役所会場			各地区会場		
	受付時間	対象地区	会場	受付時間	対象地区	会場
2月17日(月) 2月18日(火)	開設していません			9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	イオン鳥羽店 2階・催事場
2月19日(水) 20日(木) 21日(金)	9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	市役所西庁舎 4階・大会議室	開設していません		
2月25日(火)	開設していません			10:30～13:00	桃取	桃取コミュニティセンター
2月26日(水)	開設していません			10:30～14:30	菅島	菅島老人憩の家
2月27日(木)	開設していません			10:30～13:30	答志・和具	答志コミュニティアリーナ
2月28日(金)	開設していません			9:00～15:00	神島	神島開発総合センター
3月3日(月)	開設していません			9:30～11:30	石鏡	石鏡公民館
				13:30～15:00	浦村	本浦公民館
3月4日(火)	開設していません			9:30～11:30 13:00～14:00	加茂地区	岩倉老人憩の家
3月5日(水)	開設していません			10:00～12:00	坂手	坂手公民館
3月6日(木)	開設していません			9:30～14:30	相差・畔蛸	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
3月7日(金)	開設していません			9:30～13:00	千賀・堅子 国崎	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
3月10日(月) 11日(火) 14日(金) 3月17日(月)	9:00～12:00 13:00～15:30	全地区	市役所西庁舎 4階・大会議室	開設していません		

※各地区会場が開設している日において、市役所西庁舎の会場は閉所しておりますのでご注意ください。

※税務署職員への申告相談を希望するかたは、2月21日(金)にお越しください。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

申告受付のオンライン予約について

市役所西庁舎での申告において、予約を受け付けます。スマートフォンなどで下記のQRコードを読み取り、**予約希望日の前日までに**手続きを完了してください。また、税務課窓口に予約用タブレットを設置しておりますので、ご利用ください。予約枠には限りがありますので、お早めに予約をお願いします。

※**当日予約は予約を無効とさせていただきますので注意してください。**

※**市役所西庁舎、イオン鳥羽店での申告のみ予約が可能です。各地区会場の予約はできません。**

※**電話での予約はできません。**

混雑を避けるために事前予約をおすすめします。



オンライン予約

予約受付期間について

予約受付期間 2月3日(月)午前8時30分～3月16日(日)午後5時15分(24時間受付可)

※税務課窓口の予約用タブレットを利用できるのは、市役所開庁時(平日午前8時30分～午後5時15分)のみとなります。

申告会場(市役所西庁舎・イオン鳥羽店)に来場されるかたへ

予約をしていない場合でも申告はできますが、予約したかたが優先となりますのでご了承ください。

※その他地区会場の予約はできません。来場順にご案内します。

駐車場について

市役所西庁舎の駐車場には限りがあります。乗り合わせまたは公共交通機関を利用のうえ、ご来場ください。

令和7年度(令和6年分) 申告フローチャート

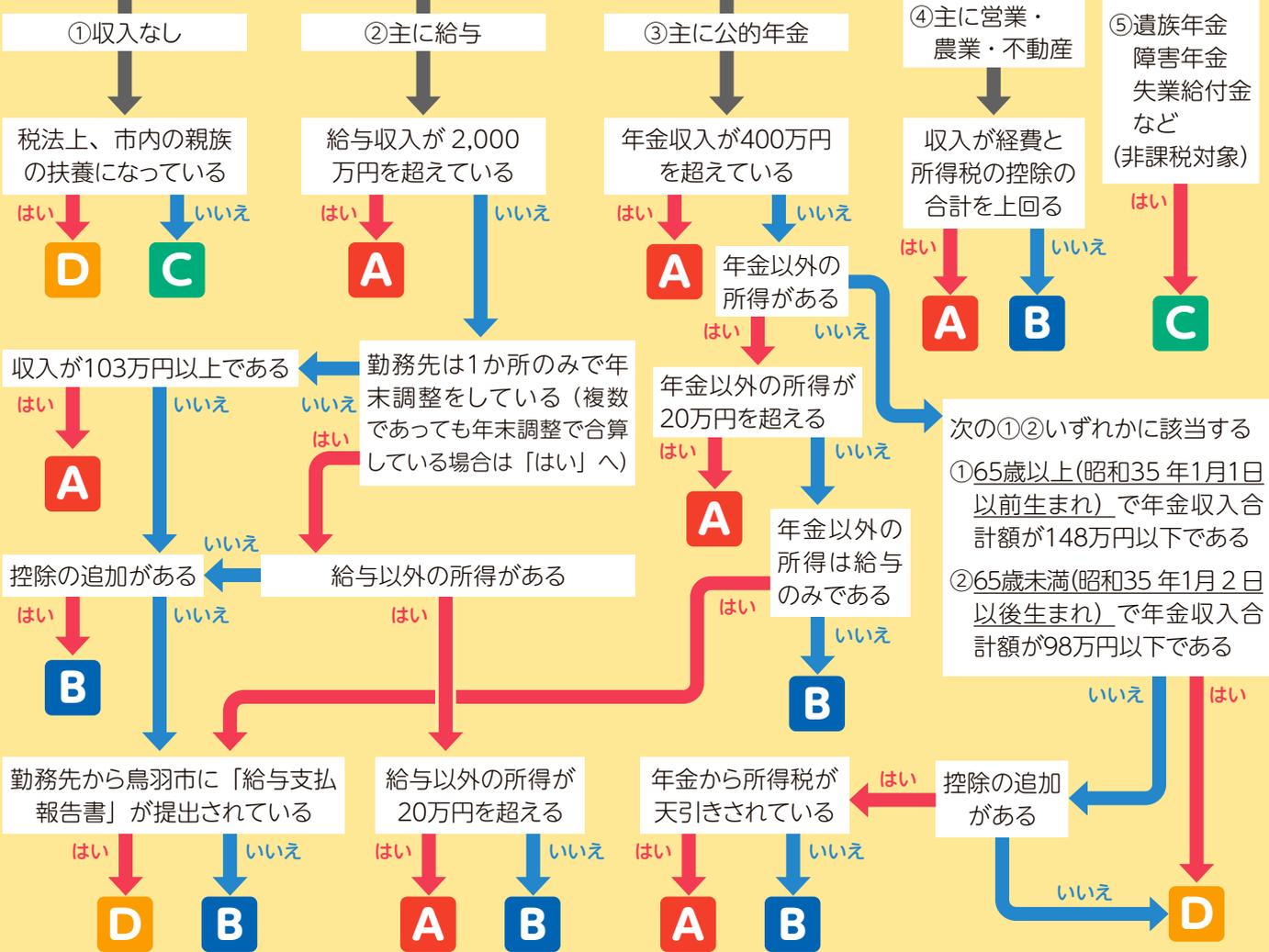
あなたは申告する必要があるでしょうか？
チャートを使って確認してみましょう。

スタート

令和7年1月1日現在、
鳥羽市に住んでいましたか。

鳥羽市には申告不要です。
令和7年1月1日に住んで
いた市区町村に相談してく
ださい。

令和6年中(2024年中)にどのような収入がありましたか？(非課税所得は⑤へ)



次の①②いずれかに該当する
①65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)で年金収入合計額が148万円以下である
②65歳未満(昭和35年1月2日以後生まれ)で年金収入合計額が98万円以下である

A

所得税の確定申告が必要です

所得税の確定申告をすれば、市・県民税の申告は不要となります。
※源泉徴収税額との関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。

B

市・県民税の申告が必要です

ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、伊勢税務署または申告期間中の鳥羽市への確定申告が必要となります。

C

市・県民税の申告が必要になる場合があります

所得・税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置などを受ける場合は、市・県民税の申告が必要になります。

D

確定申告および市・県民税の申告は不要です

ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、伊勢税務署または申告期間中の鳥羽市への確定申告が必要となります。

令和6年分所得税の定額減税については、
国税庁ホームページ定額減税特設サイトを確認ください。

定額減税に関する情報はこちらから



医療費控除の明細書および収支内訳書の事前準備について

以下に該当するかたは、申告会場に来場される前にあらかじめ自宅で作成をお願いします。

●医療費控除を受けるかた → 「医療費控除の明細書」の作成が必要です

※医療機関発行の領収書のみでは医療費控除の適用は受けられません。

医療費控除の明細書の作成が必須です。

※各人別、病院・薬局ごとに集計し、健康保険や生命保険などで補てんした金額は差し引いて作成してください。

●事業・漁業・農業・不動産所得があるかた → 「収支内訳書」の作成が必要です

※各用紙については、国税庁のホームページからダウンロードできるほか、税務課や連絡所窓口にて用意しています。

◎上記資料について準備されていない場合は、申告受付をお断りすることがあります。

円滑な申告受付を実施するため、みなさんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



税務署からのお知らせ（令和6年分の所得税等の確定申告会場のご案内）

令和6年分の所得税等の確定申告から、確定申告会場が伊勢税務署内に変更となります。

これに伴い、確定申告会場は大幅に狭くなり、また、駐車スペースも減少することから、確定申告会場が大変混雑し、周辺道路の交通渋滞が発生する可能性があります。令和6年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「自宅等からの e-Tax 申告」をぜひ利用してください。



作成コーナー 🔍

確定申告会場	伊勢税務署 所在地：伊勢市岩淵一丁目2番24号 ※駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関を利用してください。
開設期間	2月17日(月)～3月17日(月)まで (土曜・日曜日、祝日などを除く)
開設時間	午前9時～午後5時まで

入場整理券について

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付またはLINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2つの方法で配付しています。

当日配付分の入場整理券は、当日午前8時30分から配付します。また、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります。

配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

LINEアプリを利用されるかたは、国税庁公式アカウントを友だち追加してください。LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても、友だちに追加できます。



国税庁公式LINEアカウント

なお、確定申告会場では、基本的に自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただきますので、マイナンバーカードをお持ちのかたは持参してください。

また、事前にマイナポータルとの連携をしておくことで申告書の作成がスムーズに行えます。

マイナンバーカードを利用したスマホ申告には、マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードが必要になりますので、準備をお願いします。

- ・署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）
- ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）

問い合わせ先 伊勢税務署個人課税第一部門 ☎ 0596(28) 3194（ダイヤルイン）

平日午前8時30分～午後5時まで